

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 18 号

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年草津市条例第 31 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 28 条 《現行どおり》 （職員） 第 29 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人 3 《現行どおり》 第 30 条 《現行どおり》 （職員） 第 31 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人 3 《現行どおり》 第 32 条～第 43 条 《現行どおり》 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 44 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15 人</u> につき 1 人	第 1 条～第 28 条 《省略》 （職員） 第 29 条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人 3 《省略》 第 30 条 《省略》 （職員） 第 31 条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人 3 《省略》 第 32 条～第 43 条 《省略》 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 44 条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20 人</u> につき 1 人

改正後	改正前
(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人 3 《現行どおり》 第 4 5 条～第 4 6 条 《現行どおり》 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同じ。） お おむね <u>1 5 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人 3 《現行どおり》 第 4 8 条 《現行どおり》	(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人 3 《省略》 第 4 5 条～第 4 6 条 《省略》 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入 れる場合に限る。次号において同じ。） お おむね <u>2 0 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人 3 《省略》 第 4 8 条 《省略》

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 9 号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和 5 6 年草津市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第13条 《現行どおり》 別表第1（第2条関係）			第1条～第13条 《省略》 別表第1（第2条関係）		
名称	位置	駐車できる車両	名称	位置	駐車できる車両
草津市立草津 駅西口自転車 駐車場	草津市西渋 川一丁目1 番5号	自転車	《改正後に新 設》	《改正後に 新設》	《改正後に新 設》

改正後			改正前		
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	草津市立草津駅西口第 5 自転車駐車場	草津市西大路町 9 番 6 号	自転車

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）
（別添 1－1 のとおり）

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）
（別添 1－2 のとおり）

- 付 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別添 1－1

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分	車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内 および午後 6 時以降の 一時駐車使用料
		1 月につき	3 月につき		
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》

備考 《現行どおり》

別添 1－2

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分	車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内 および午後 6 時以降の 一時駐車使用料
		1 月につき	3 月につき		
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市立草津駅西口第 5 自転車駐車場	屋外自転車	2, 1 0 0 円	5, 7 0 0 円	1 1 0 円	二

備考 《省略》

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済み）

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 0 号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成 9 年草津市条例第 2 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 （委員の選任） 第 8 条 常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮って</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 2 《現行どおり》 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>諮って</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4～5 《現行どおり》 第 9 条～第 1 5 条 《現行どおり》 （会議の開会方法の特例） 第 1 5 条の 2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。）で会議を開くことができる。 2 前項の場合において、委員は、<u>オンラインによる方法での</u>会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 <u>3</u> 前項の規定による許可を得て、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 第 1 6 条～第 1 9 条 《現行どおり》 （秘密会） 第 2 0 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、<u>オンラインによる方法での</u>会議は、秘密会とすることができない。 2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用いないで委員会に<u>諮って</u>決める。 （出席説明の要求） 第 2 1 条 《現行どおり》 <u>2</u> 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。	第 1 条～第 7 条 《省略》 （委員の選任） 第 8 条 常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>はかつて</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 2 《省略》 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>はかつて</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4～5 《省略》 第 9 条～第 1 5 条 《省略》 （会議の開会方法の特例） 第 1 5 条の 2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「<u>オンライン会議システム</u>」という。）<u>を活用した</u>会議を開くことができる。 2 前項の場合において、委員は、<u>オンライン会議システムにより</u>会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 《改正後に新設》 第 1 6 条～第 1 9 条 《省略》 （秘密会） 第 2 0 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、<u>オンライン会議システムを活用した</u>会議は、秘密会とすることができない。 2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用いないで委員会に<u>はかつて</u>決める。 （出席説明の要求） 第 2 1 条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
第22条～第23条 《現行どおり》 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 《現行どおり》 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 《現行どおり》 <u>3</u> 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。 第26条～第27条 《現行どおり》 (代理人または文書等による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または<u>文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 <u>3</u> 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。 <u>4</u> 参考人については、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。 (記録) 第30条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 <u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子	第22条～第23条 《省略》 (意見を述べようとする者の申出) 第24条 《省略》 《改正後に新設》 (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 《省略》 《改正後に新設》 第26条～第27条 《省略》 (代理人または文書による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第29条 《省略》 2 《省略》 《改正後に新設》 <u>3</u> 参考人については、第26条、第27条および第28条の規定を準用する。 (記録) 第30条 《省略》 2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名または押印については、同項の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 第 3 1 条 《現行どおり》	第 3 1 条 《省略》

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 掲 示 済 み)

規 則

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 3 号
草津市事務分掌規則の一部を改正する規則
草津市事務分掌規則（平成 4 年草津市規則第 9 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 第 2 条 《現行どおり》 《現行どおり》 環境経済部 農林水産課 農林水産係 保全整備係 商工観光労政課 商業観光係 産業労政係 <u>企業立地推進係</u> 環境政策課 環境政策係 温暖化対策室 温暖化対策係 資源循環推進課 資源循環推進係 《現行どおり》 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 第 2 条 《省略》 《省略》 環境経済部 農林水産課 農林水産係 保全整備係 商工観光労政課 商業観光係 産業労政係 環境政策課 環境政策係 温暖化対策室 温暖化対策係 資源循環推進課 資源循環推進係 《省略》 第 3 条～第 6 条 《省略》

付 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 6 月 2 8 日揭示済み)

草津市副市長の事務分担等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 4 号

草津市副市長の事務分担等に関する規則等の一部を改正する規則

(草津市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正)

第 1 条 草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成 2 8 年草津市規則第 5 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (事務分担) 第 2 条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。 (1) <u>辻川明宏副市長 総合政策部、まちづくり協働部、環境経済部、都市計画部、建設部に属する事務および上下水道部との調整に関する事務</u>ならびに教育委員会事務局、農業委員会事務局の職員に補助執行させている事務 (2) <u>南川等副市長 総務部、健康福祉部および子ども未来部に属する事務、会計課に属する事務のうち会計管理者の職務権限によらない事務</u>ならびに議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会および固定資産評価審査委員会の職員に補助執行させている事務 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (事務分担) 第 2 条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。 (1) <u>山本芳一副市長 総務部、環境経済部、健康福祉部および子ども未来部に属する事務、会計課に属する事務のうち会計管理者の職務権限によらない事務</u>ならびに議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会、公平委員会および固定資産評価審査委員会の職員に補助執行させている事務 (2) <u>辻川明宏副市長 総合政策部、まちづくり協働部、都市計画部および建設部に属する事務</u>ならびに上下水道部との調整に関する事務 第 3 条～第 6 条 《省略》

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

第 2 条 草津市附属機関運営規則（平成 2 5 年草津市規則第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																														
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）	第 1 条～第 1 1 条 《省略》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）																														
<table><tr><th>附属機関の 名称</th><th>委員資格者</th><th>所属</th></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>草津市一般職員 分限審査委員会</td><td>(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>草津市一般職員 懲戒審査委員会</td><td>(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	附属機関の 名称	委員資格者	所属	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》	《現行どおり》	草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th>附属機関の 名称</th><th>委員資格者</th><th>所属</th></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>草津市一般職員 分限審査委員会</td><td>(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>草津市一般職員 懲戒審査委員会</td><td>(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	附属機関の 名称	委員資格者	所属	《省略》	《省略》	《省略》	草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長	《省略》	草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
附属機関の 名称	委員資格者	所属																													
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																													
草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》	《現行どおり》																													
草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 《改正前を削る》	《現行どおり》																													
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																													
附属機関の 名称	委員資格者	所属																													
《省略》	《省略》	《省略》																													
草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長	《省略》																													
草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《省略》 (4) 総務部長	《省略》																													
《省略》	《省略》	《省略》																													
別表第 2 ～別表第 5 《現行どおり》	別表第 2 ～別表第 5 《省略》																														

（草津市退職手当審査会規則の一部改正）
第 3 条 草津市退職手当審査会規則（平成 2 2 年草津市規則第 6 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （組織） 第 2 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 委員は、学識経験者、 <u>他の副市長および教育 長</u> をもって充てる。 4 《現行どおり》 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （組織） 第 2 条 《省略》 2 《省略》 3 委員は、学識経験者、 <u>教育長および総務部長</u> をもって充てる。 4 《省略》 第 3 条～第 6 条 《省略》

付 則
この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
(令和 6 年 6 月 2 8 日揭示済み)

訓 令

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 7 月 1 日
草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第11号

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令

(草津市庁議規程の一部改正)

第1条 草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (組織) 第3条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 市長が不在のときは、 <u>草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号)第2条第1号に掲げる</u> 副市長がその職務を代理する。 第4条～第6条 《現行どおり》 (組織) 第7条 《現行どおり》 2 <u>草津市副市長の事務分担等に関する規則第2条第1号に掲げる</u> 副市長は、会務を総理する。 3 前項の副市長に事故があるときまたは欠けたときもしくは不在のときは、 <u>他の副市長</u> が職務を代理する。 第8条～第17条 《現行どおり》 別記様式 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (組織) 第3条 《省略》 2 《省略》 3 市長が不在のときは、副市長がその職務を代理する。 第4条～第6条 《省略》 (組織) 第7条 《省略》 2 副市長は、会務を総理する。 3 前項の副市長に事故があるときまたは欠けたときもしくは不在のときは、 <u>総合政策部長</u> が職務を代理する。 第8条～第17条 《省略》 別記様式 《省略》

(草津市事務決裁規程の一部改正)

第2条 草津市事務決裁規程(昭和59年草津市訓令第13号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
第1条～第18条 《現行どおり》 (代決) 第19条 《現行どおり》 <table><tr><th>専決者</th><th>第1次代決者</th><th>第2次代決者</th></tr><tr><td>市長</td><td>所管の副市長</td><td><u>他の副市長</u></td></tr><tr><td>所管の副市長</td><td><u>他の副市長</u></td><td><u>所管の部長</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	専決者	第1次代決者	第2次代決者	市長	所管の副市長	<u>他の副市長</u>	所管の副市長	<u>他の副市長</u>	<u>所管の部長</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	第1条～第18条 《省略》 (代決) 第19条 《省略》 <table><tr><th>専決者</th><th>第1次代決者</th><th>第2次代決者</th></tr><tr><td>市長</td><td>所管の副市長</td><td><u>所管の部長</u></td></tr><tr><td>所管の副市長</td><td><u>所管の部長</u></td><td><u>所管の副部長</u></td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	専決者	第1次代決者	第2次代決者	市長	所管の副市長	<u>所管の部長</u>	所管の副市長	<u>所管の部長</u>	<u>所管の副部長</u>	《省略》	《省略》	《省略》
専決者	第1次代決者	第2次代決者																							
市長	所管の副市長	<u>他の副市長</u>																							
所管の副市長	<u>他の副市長</u>	<u>所管の部長</u>																							
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																							
専決者	第1次代決者	第2次代決者																							
市長	所管の副市長	<u>所管の部長</u>																							
所管の副市長	<u>所管の部長</u>	<u>所管の副部長</u>																							
《省略》	《省略》	《省略》																							
第20条～第21条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》	第20条～第21条 《省略》 別表 《省略》																								

付 則

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

(令和6年7月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第 1 8 6 号
草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 6 年 6 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市営住宅建替事業実施要綱（平成 1 9 年草津市告示第 2 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 (移転料) 第 1 1 条 《現行どおり》 2 前項の移転補償費および事業協力費の額は、 <u>予算の範囲内で市長が定める額とする。</u> 《改正前を削る》 第 1 2 条～第 1 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》	第 1 条～第 1 0 条 《省略》 (移転料) 第 1 1 条 《省略》 2 前項の移転補償費は、 <u>公営住宅等関連事業推進事業補助要領(平成 6 年 6 月 2 3 日建設省住建発第 5 6 号建設省住宅局長通知)に基づく移転費の補助金の限度額を上限とする。</u> 3 第 1 項第 1 号の事業協力費は、 <u>予算の範囲内で市長が定める額とする。</u> 第 1 2 条～第 1 7 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 7 号 《省略》

付 則
この要綱は、令和 6 年 6 月 1 9 日から施行する。

(令和 6 年 6 月 1 9 日揭示済み)

草津市告示第 1 8 7 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号の規定に基づき告示する。
令和 6 年 6 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号

買いもんデ イ 上笠	滋賀県 草津市 上笠四 丁目 2 9 番 2 号	株 式 会 社ユニバ 滋 賀 県 草 津 市 東 矢 倉 三丁目 4 番 4 8 号	代表取 締役 高 島 聡 滋賀県 守山市 勝部六 丁目 3 番 5 7 号	地域 密着 型通 所介 護	令和 6 年 7 月 1 日	259 060 041 3
------------------	---	--	--	---------------------------	-------------------------	------------------------

(令和 6 年 6 月 1 9 日揭示済み)

草津市告示第 188 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年草津市告示第 54 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 6 月 19 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
買いもんデイ上笠	滋賀県草津市上笠四丁目 29 番 2 号	株式会社ユニパ滋賀県草津市東矢倉三丁目 4 番 48 号	代表取締役 高島 聡 滋賀県守山市勝部六丁目 3 番 57 号	介護予防型通所サービス	令和 6 年 7 月 1 日	259060413

（令和 6 年 6 月 19 日掲示済み）

草津市告示第 189 号

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（令和 4 年草津市告示第 205 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (補助対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、<u>令和6年度</u>淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱（以下「財団要綱」という。）に基づく補助金（以下「財団補助金」という。）の交付を受けた、個人用既存住宅等に住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備を設置する事業のうち、基本対策推進事業に該当する設備（以下「対象設備」という。）とし、別表第1に定めるとおりとする。 2 《現行どおり》 第3条～第5条 《現行どおり》 (補助金の交付申請) 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定にかかわらず草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添付して申請するものとし、その提出期限は、<u>令和7年3月31日</u>までとする。 第7条～第9条 《現行どおり》 (工事日および購入日) <u>第10条 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和6年4月1日以降でなければならない。また、HEMS（エネルギー管理システム）の購入日は令和6年4月1日以降でなければならない。</u> 2 対象設備の設置工事完了日およびHEMSの購入日は、いずれも<u>令和7年1月31日</u>以前でなければならない。 第11条～第19条 《現行どおり》 別表第1（第2条第1項、第4条関係） (1) 事業の要件 ①～⑥ 《現行どおり》 ⑦ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。 ただし、次のAの額の3分の1以内とする。 $A=a-b$ a：補助対象経費	第1条 《省略》 (補助対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、<u>令和5年度</u>淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱（以下「財団要綱」という。）に基づく補助金（以下「財団補助金」という。）の交付を受けた、個人用既存住宅等に住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備を設置する事業のうち、基本対策推進事業に該当する設備（以下「対象設備」という。）とし、別表第1に定めるとおりとする。 2 《省略》 第3条～第5条 《省略》 (補助金の交付申請) 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定にかかわらず草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添付して申請するものとし、その提出期限は、<u>令和6年3月29日</u>までとする。 第7条～第9条 《省略》 (工事日および購入日) <u>第10条 対象設備の設置工事着工日およびHEMS（エネルギー管理システム）の購入日は、いずれも令和5年4月1日以後でなければならない。</u> 2 対象設備の設置工事完了日およびHEMSの購入日は、いずれも<u>令和6年1月31日</u>以前でなければならない。 第11条～第19条 《省略》 別表第1（第2条第1項、第4条関係） (1) 事業の要件 ①～⑥ 《省略》 ⑦ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。 ただし、次のAの額の3分の1以内とする。 $A=a-b$ a：間接補助対象経費

改正後	改正前
b：補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額 (2) 《現行どおり》 別表第 2 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》	b：間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額 (2) 《省略》 別表第 2 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 2 7 日から施行し、令和 6 年度以降の事業から適用する。

(令和 6 年 6 月 2 7 日揭示済み)

草津市告示第 1 9 0 号

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までにあった住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定による請求および第 1 1 条の 2 第 1 項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあっては同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該申出にあっては同法第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

別紙

(1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。	令和 5 年 5 月 23 日	平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた日本人男女

(2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名(申出者が法人の場合にあっては、その名称および代表者または管理人の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	「2023 年度全国個人視聴率調査」の実施のための対象者抽出 (NHK 放送文化研究所世論調査部)	令和 5 年 4 月 18 日	野村七丁目から八丁目に住む平成 28 年 12 月 31 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	「気候変動に関する世論調査（附帯調査：アルコール依存症に対する意識）」の実施のための対象者抽出 (内閣府大臣官房政府広報室)	令和 5 年 6 月 8 日	下物町 281 番地から 396 番地に住む平成 17 年 6 月 30 日までに生まれた日本人男女

一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」の実施のための対象者抽出 (内閣府大臣官房政府広報室)	令和 5 年 8 月 10 日	南草津一丁目 1 番地から末番地に住む平成 1 7 年 8 月 3 1 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「住民意識調査(くらしと環境に関する世論調査)」の実施のための対象者抽出 (株式会社 時事通信社 大阪支社)	令和 5 年 8 月 24 日	野路東一丁目から野路東七丁目に住む平成 1 5 年 9 月 3 0 日までに生まれた日本人男女
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	「日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査」の実施のための対象者抽出 (法務省出入国在留管理庁)	令和 5 年 8 月 29 日	南草津二丁目に住む令和 5 年 8 月 1 日時点で満 1 8 歳以上の日本人男女
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	「日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査」の実施のための対象者抽出 (法務省出入国在留管理庁)	令和 5 年 9 月 1 9 日	南草津二丁目に住む令和 5 年 8 月 1 日時点で満 1 8 歳以上の日本人男女
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 社長 杉原 領治	「活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査」の実施のための対象者抽出 (公益財団法人 笹川スポーツ財団)	令和 5 年 9 月 2 1 日	橋岡町に住む昭和 1 8 年 1 0 月 2 日から平成 1 4 年 1 0 月 1 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「令和 5 年度食育に関する意識調査」の実施のための対象者抽出 (農林水産省消費・安全局)	令和 5 年 9 月 2 6 日	西矢倉三丁目 1 番から 2 4 番に住む平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第 6 回くらしと生活設計に関する調査」の実施のための対象者抽出 (一般財団法人 ゆうちょ財団)	令和 5 年 9 月 2 6 日	下笠町 6 7 番地から末番地に住む平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	「国民生活に関する世論調査」の実施のための対象者抽出 (内閣府大臣官房政府広報室)	令和 5 年 9 月 2 7 日	野村六丁目 3 番から 1 2 番に住む平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日までに生まれた日本人男女
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 社長 杉原 領治	「青少年のインターネット利用環境実態調査」の実施のための対象者抽出 (こども家庭庁成育局安全対策課)	令和 5 年 1 0 月 4 日	西渋川一丁目に住む平成 1 7 年 1 1 月 2 日から令和 5 年 1 1 月 1 日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	「高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」の実施のための対象者抽出 (内閣府政策統括官(政策調整担当)付 高齢社会対策担当)	令和 5 年 1 0 月 1 2 日	草津二丁目から三丁目に住む昭和 3 3 年 1 0 月 1 日までに生まれた日本人男女

一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	「妊娠・出産および多様な家族のあり方に関する意識調査」の実施のための対象者抽出 (北海道大学大学院学研究院 社会医学分野 公衆衛生学教室)	令和5年10月20日	追分二丁目から四丁目に住む昭和49年1月1日から平成10年12月31日までに生まれた日本人の女性
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「キャリアと技能形成に関する全国オンライン調査」の実施のための対象者抽出 (東京大学社会科学研究所)	令和5年11月15日	追分二丁目から八丁目に住む昭和59年1月1日から平成10年12月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第16回生活と意識についての国際比較調査」の実施のための対象者抽出 (大阪商業大学 学術研究事務室)	令和5年11月30日	上笠四丁目14番に住む昭和9年1月1日から平成15年12月31日までに生まれた日本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「中高年期の家族生活についての全国調査」の実施のための対象者抽出 (立命館大学産業社会学部)	令和5年11月30日	野村六丁目4番から八丁目末番に住む昭和19年1月1日から昭和48年12月31日までに生まれた日本人男女

(令和6年6月27日揭示済み)